

別表六（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第68条《所得税額の控除》（法第144条《外国法人に係る所得税額の控除》）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（2において「特別措置法」といいます。）第33条第2項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。）に記載します。
- 2 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「その他5」までの「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに「所得税額8」、「所得税額14」及び「控除を受ける所得税額21」の各欄は、特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。
- 3 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」まで及び「その他5」の「①について課される所得税額②」の各欄並びに「所得税額8」、「所得税額14」及び「控除を受ける所得
- 税額21」の各欄は、別表六(五の二)「1の②」から「4の②」まで、「10」、「16」及び「23」の各欄に金額の記載がある場合には、それぞれ当該金額を控除して記載します。この場合において、「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」まで及び「その他5」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄の記載に当たっては、その控除した金額を基礎として計算した金額を記載します。
- 4 仮決算による中間申告により法第78条第1項《所得税額等の還付》若しくは第144条の11第1項《所得税額等の還付》又は第133条第1項《更正等による所得税額等の還付》若しくは第147条の3第1項《更正等による所得税額等の還付》の規定による還付金がある場合において、当該仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をするときは、当該還付金の額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の欄の上段に内書として記載します。
- 5 「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の「参考」の欄には、源泉徴収（所得税法第2条第1項第45号《定義》に規定する源泉徴収をいいます。）に係る所得税の額を証明する書類の有無その他控除を受ける金額の計算に関し参考となる事項を記載します。